

第14回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和 6年 7月29日(月) 午後 3時02分
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和 6年 7月29日(月) 午後 3時02分

2. 閉会時間 令和 6年 7月29日(月) 午後 3時41分

3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室

4. 出席委員者の数 16名

1番 北浦 守金	2番 田上 豊	4番 稲田 勝
5番 水本 正一郎	6番 林田 靖仁	7番 田浦 秀子
8番 尾崎 栄	10番 入江 敏昭	11番 森本 勝也
12番 米田 公明	13番 北尾 健一郎	14番 祐田 久男
15番 林田 了星	16番 太田 武春	18番 廣瀬 光徳
19番 村里 枝美子		

5. 欠席委員者の数 3名

3番 森 浩則	9番 松崎 慎太郎	17番 金子 利範
---------	-----------	-----------

6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 14名

安中 佐藤 幸平	中央 稲田 俊夫	杉谷 酒井 和
杉谷 杉永 芳一	三会 吉川 周宏	三会 荒木 康成
三会 北田 和広	三之沢 島田 和典	東空閑 柴田 利明
大野 井上 和利	高野 林 耕平	高野 竹田 静男
久原 森崎 誠一	戸田 稲田 浩敏	

7. 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
報告第2号 使用貸借解約通知書について
報告第3号 農地改良等届について

8. 議案

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
第4号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について
第5号議案 島原市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について

議長

ただ今より、第14回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、3番 森 浩則 委員、9番 松崎 慎太郎 委員、17番 金子 利範 委員は、
所要のため欠席と連絡がっております。

本日出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、…番 ……委員、…番 ……委員を指名します。

議長

はじめに、事務局から報告があります。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。
以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページに記載のとおりで、3件 3筆 3, 849平方メートルの届けがありました。
た。

次に、報告第2号 使用貸借解約通知書について報告します。

議案集2ページに記載のとおりで、3件 10筆 7, 829平方メートルの届けがありました。
た。

次に、報告第3号、農地改良等届について報告します。

議案集3ページに記載のとおりで、1件 1筆 617平方メートルの申請がありました。

現地確認は …… 農業委員に確認していただきました。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明
します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、…番 …… 委員の退場を求めます。

(…… 委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ、1番に記載のとおりで、畑 2筆 760平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、3,610平方メートルで、農機具は、トラクター2台、耕運機1台、コンバイン1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 …… 委員。

(…… 委員)

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について報告します。

譲受人は45年の農作業歴があります。

母から贈与を受け、申請地も含め、水稻、西瓜、人参を作付けし、自宅から3キロメートルということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

…番 …… 委員の入場を求めます。

(…… 委員 入場)

議長

第1号議案の1番は、許可することに決定しましたので、…… 委員に報告します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ、2番に記載のとおりで、畑 4筆 951平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、393平方メートルで、農機具は、トラクター1台、草刈機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について報告します。

譲受人は10年の農作業暦があります。

妻と2人で農業を営んでおり、南瓜、芋、大根を作付けし、自宅の隣接地ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の2番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について説明します。

3番の譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ、3番に記載のとおりで、田 1筆 946平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、6,328平方メートルで、農機具は、トラクター2台、管理機1台、消毒機1台、ユンボ1台、トラック2台、を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 代行。

(…… 代行)

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について報告します。

譲受人は50年の農作業歴があります。

家族4人で農業を営んでおり、申請地も含め、水稻、人参、白菜を作付けし、自宅から350メートルということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第1号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番について説明します。

4番の譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ、4番に記載のとおりで、畑 2筆 773平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、28,229.72平方メートルで、農機具は、トラクター3台、管理機3台、コンバイン1台、田植機1台、を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番について報告します。

譲受人は47年の農作業暦があります。

家族4人で農業を営んでおり、申請地も含め、水稻、レタス、人参、白菜を作付けし、自宅から300メートルということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発生)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の4番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

本件については、許可なく農地に農業用施設を建築していたため県と協議をした結果、簡易手続相当の違反案件との判断がありましたので、追認許可申請を行おうとするものです。

賃借人及び賃貸人は、議案集5ページ、1番に記載のとおりで、申請地 700平方メートルを借り受け、牛舎用地として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域内となっており、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地転用の不許可の、例外、農業用施設に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び東側は宅地、南側及び西側は道路となっております。

盛土造成し、雨水は溜柵を設置し水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ、2番に記載のとおりで申請地747平方メートルを譲り受け、事務所及び資材置場用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域外の農振地域内で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第二種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側は道路、南側は雑種地、西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局

局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ、3番に記載のとおりで、

申請地94平方メートルを譲り受け、駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になります。が、既存施設の拡張で既存施設の敷地面積の2分の1を超えない転用であることから、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側、東側は農地、南側は道路、西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第2号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ、4番に記載のとおりで申請地499平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地転用の不許可の例外、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続されるものに該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側は道路、南側及び西側は農地となっております。

現状のまま利用し、雨水は水路へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程

いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について説明します。

農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集7ページから8ページに記載のとおりで、耕作権の新規設定
8件 15筆 19,558.00平方メートルです。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集 12ページに記載のとおりで、3件 4筆 2,411.00平方メートルです。

合計で12件 25筆 24,832.00平方メートルです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）を承認することに決定いたします。

次に、第4号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画（案）について上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画（案）について説明します。

議案集の10ページから11ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、22筆、24,194.00平方メートルの農地について、島原市から農用地利用集積等促進計画（案）が提出されましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するものです。

別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画（案）の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、7名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第4号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。

次に、第5号議案 島原市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、島原市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について説明します。

この協議会は、農業の健全な発展を図るための条件を備えた農業振興地域を保全し形成することを目的として設置されております。現在の委員の任期が令和6年7月31日を以て満了することに伴い、市長より次期委員6名の推薦依頼がきておりますので、次期委員の推薦方よろしく申し上げます。

なお、現在の委員につきましては、各地区から1名委員として選出され、……A 委員、……B 委員、……C 委員、……D 委員、……E 委員、……F 委員の6名の方が就任されており、令和5年の新体制移行後、務めていただいております。

また、次期委員の任期は令和6年8月1日から2年間となっております。以上で説明を終わります。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、何か意見等はありませんか。

(「意見なし」という発声)

議長

意見がないようであれば、議長において指名推薦いたしたいと思いますが、ご異議ありま

せんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、議長において指名推薦いたしたいと思います。島原市農業振興地域整備促進協議会委員の次期委員として、現在の委員であります、……A 委員、……B 委員、……C 委員、……D 委員、……E 委員、……F 委員の6名を推薦したいと思ひます。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要があります。

……A 委員の退場を求めます。

(……A 委員 退場)

議長

ただいま指名いたしましたとおり ……A 委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、……A 委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に決定します。

……A 委員の入場を求めます。

(……A 委員、入室、着席)

議長

……A 委員を次期島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することに決まりましたので報告します。よろしくお願ひします。

議長

続きまして、……B 委員の退場を求めます。

(……B 委員 退場)

議長

ただいま指名いたしましたとおり ……B 委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、……B 委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に決定します。

……B 委員の入場を求めます。
(……B 委員、入室、着席)

議長

……B 委員を次期島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することに決まりましたので報告します。よろしくお願ひします。

議長

続きまして、……C 委員の退場を求めます。
(……C 委員 退場)

議長

ただいま指名いたしましたとおり ……C 委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することにご異議ありませんか。
(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、……C 委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に決定します。
……C 委員の入場を求めます。
(……C 委員、入室、着席)

議長

……C 委員を次期島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することに決まりましたので報告します。よろしくお願ひします。

議長

続きまして、……D 委員の退場を求めます。
(……D 委員 退場)

議長

ただいま指名いたしましたとおり ……D 委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することにご異議ありませんか。
(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、……D 委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に決定します。
……D 委員の入場を求めます。
(……D 委員、入室、着席)

議長

……D 委員を次期島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することに決まりましたので報告します。よろしくお願いします。

議長

続きまして、……E 委員の退場を求めます。

(……E 委員 退場)

議長

ただいま指名いたしましたとおり ……E 委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、……E 委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に決定します。

……E 委員の入場を求めます。

(……E 委員、入室、着席)

議長

……E 委員を次期島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することに決まりましたので報告します。よろしくお願いします。

議長

続きまして、……F 委員の退場を求めます。

(……F 委員 退場)

議長

ただいま指名いたしましたとおり ……F 委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、……F 委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に決定します。

……F 委員の入場を求めます。

(……F 委員、入室、着席)

議長

……F 委員を次期島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することに決まりました

ので報告します。よろしく申し上げます。

議長

島原市農業振興地域整備促進協議会委員の次期委員として、現在の委員であります6名を推薦するということで決定させていただきます。

議長

以上で、第14回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第14回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

終了時間 午後 3時41分